

特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
2	市税に関する事務 基礎項目評価書

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

金沢市は、市税に関する事務における特定個人情報ファイルの取扱いにあたり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを、ここに宣言する。

特記事項

—

評価実施機関名

金沢市長

公表日

令和7年1月14日

I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務

①事務の名称	市税に関する事務
②事務の概要	<p>行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(以下、「番号法」という。)別表第24の項より、地方税法その他の地方税に関する法律及びこれらの法律に基づく条例、森林環境税及び森林環境譲与税に関する法律又は特別法人事業税及び特別法人事業譲与税に関する法律による地方税、森林環境税若しくは特別法人事業税の賦課徴収又は地方税、森林環境税若しくは特別法人事業税に関する調査(犯則事件の調査を含む。)に関する事務であって主務省令で定めるものとなっており、内閣府・総務省令では、地方税、森林環境税若しくは特別法人事業税の課税標準の更正若しくは決定、税額の更正若しくは決定、納税の告知、督促、滞納処分その他の地方税、森林環境税若しくは特別法人事業税の賦課徴収に関する事務又は地方税、森林環境税若しくは特別法人事業税に関する調査(犯則事件の調査を含む。)に関する事務と定められている。</p> <p>1. 評価対象事務の概要</p> <ul style="list-style-type: none"> ・納税義務者等からの申告及び届出等又は調査による課税資料の収集等を行い税額算定を行う (個人市・県民税、固定資産税・都市計画税、軽自動車税(種別割)) ・課税要件が成立した租税債権の内容を確定し税額を決定し、本人あて通知する ・賦課内容、税額の更正、決定若しくは賦課決定を行い、本人あて通知する ・減免申請により審査し減免決定を行い、本人あて通知する ・滞納者に対し督促状等の発送や滞納整理を行う ・課税及び収納情報による過不足金等の情報を管理する ・過不足金に係る還付・充当処理を行う ・納税義務者からの交付申請により納税証明書等を発行する ・申請については、窓口・郵送による受付のほか、サービス検索・電子申請機能による申請の受領を行う <p>番号法の規定に従い、特定個人情報ファイルを以下の事務で取り扱う。</p> <p>2. 特定個人情報ファイルを取扱う事務</p> <p>(1)賦課事務</p> <p>①申告・届出受付事務</p> <ul style="list-style-type: none"> ・申告書等を受け付ける際に本人確認を行う ・必要に応じて課税資料の内容について調査・照会し取得する <p>②課税決定事務</p> <ul style="list-style-type: none"> ・個人市・県民税に係る各種課税資料をチェックした後、合算し課税計算を行い、合算チェックリストにより内容をチェックする <p>③納税通知書等発送事務</p> <ul style="list-style-type: none"> ・税額の決定、更正、減免等を行った場合、本人あて通知する ・個人市・県民税に係る住登外課税を行った場合、地方税法第294条第3項により該当市町村へ通知する <p>(2)徴収事務</p> <ul style="list-style-type: none"> ・滞納者に関する情報を調査・照会する ・申請等の記載内容を確認する <p><中間サーバー・番号連携システムにおける事務の内容></p> <ul style="list-style-type: none"> ・新規個人番号の宛名情報が連携された際に、情報提供用個人識別符号の取得要求を行う(番号連携システム要件) ・番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表に記載されている提供側業務について、業務情報を情報提供ネットワークシステムに提供する(番号連携システム、中間サーバー要件) ・番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表に記載されている照会側業務について、業務情報を情報提供ネットワークシステムを使用して取得する(番号連携システム、中間サーバー要件)
③システムの名称	税務システム、市税滞納管理システム、課税資料イメージ管理システム、住民基本台帳ネットワークシステム、eLTAXシステム、国税連携システム、路線システム、家屋評価システム、金沢市固定資産税課税支援システム、番号連携システム、中間サーバー、サービス検索・電子申請機能

2. 特定個人情報ファイル名	
(1)税務システムファイル、(2)税滞納管理ファイル、(3)課税資料イメージ管理ファイル	
3. 個人番号の利用	
法令上の根拠	番号法第9条第1項 別表24の項
4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携	
①実施の有無	<input type="checkbox"/> 実施する <input type="checkbox"/> <選択肢> 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定
②法令上の根拠	1. 情報提供の根拠 番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表第三欄(情報提供者)が「市町村長」のうち、第四欄(利用特定個人情報)に「地方税関係情報」が含まれる項 1、2、3、4、5、7、11、13、15、20、28、37、39、42、48、49、53、57、58、59、63、65、66、69、73、75、76、81、83、84、86、87、88、89、90、91、92、96、98、106、108、115、124、125、129、130、132、137、138、140、141、142、144、147、151、152、155、156、158、160、161、163、164、165、166、167、168、169、170、171、172、173の項 2. 情報照会の根拠 番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表第48の項
5. 評価実施機関における担当部署	
①部署	総務局税務課、資産税課、市民税課
②所属長の役職名	総務局税務課長、資産税課長、市民税課長
6. 他の評価実施機関	
—	
7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
請求先	金沢市都市政策局広報広聴課市政情報係 920-8577 金沢市広坂1丁目1番1号 076-220-2348
8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
連絡先	総務局税務課 電話 076-220-2175
9. 規則第9条第2項の適用 [<input type="checkbox"/>]適用した	
適用した理由	

II しきい値判断項目

1. 対象人数	
評価対象の事務の対象人数は何人か	[30万人以上] <選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
いつ時点の計数か	令和6年7月1日 時点
2. 取扱者数	
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	[500人未満] <選択肢> 1) 500人以上 2) 500人未満
いつ時点の計数か	令和6年7月1日 時点
3. 重大事故	
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	[発生なし] <選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし

III しきい値判断結果

しきい値判断結果
基礎項目評価及び全項目評価の実施が義務付けられる

IV リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類
[基礎項目評価書及び全項目評価書] <選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書 2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。

2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
3. 特定個人情報の使用		
目的を超えた紐付け、事務に必要なのない情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 []委託しない		
委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) []提供・移転しない		
不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
6. 情報提供ネットワークシステムとの接続 []接続しない(入手) []接続しない(提供)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
7. 特定個人情報の保管・消去		
特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている

8. 人手を介在させる作業		[] 人手を介在させる作業はない
人為的ミスが発生するリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
判断の根拠	・マイナンバー利用事務におけるマイナンバー登録事務に係る横断的なガイドラインに従い、特定個人情報の取得時には情報に誤りがないか確認を徹底することや、特定個人情報の照会時には4情報又は住所を含む3情報による照会を行うことを厳守している。 ・本市の制定する「金沢市特定個人情報等の取扱いに関する管理規程」、及び事業所管課が作成する「特定個人情報等取扱要領」により、特定個人情報等の漏洩、滅失及び毀損の防止その他適切な管理のために必要な安全措置を定めている。	
9. 監査		
実施の有無	[<input type="radio"/>] 自己点検	[<input type="radio"/>] 内部監査 [] 外部監査
10. 従業者に対する教育・啓発		
従業者に対する教育・啓発	[十分に行っている]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない
11. 最も優先度が高いと考えられる対策		[<input type="radio"/>] 全項目評価又は重点項目評価を実施する
最も優先度が高いと考えられる対策	[]	<選択肢> 1) 目的外の入手が行われるリスクへの対策 2) 目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策 3) 権限のない者によって不正に使用されるリスクへの対策 4) 委託先における不正な使用等のリスクへの対策 5) 不正な提供・移転が行われるリスクへの対策(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) 6) 情報提供ネットワークシステムを通じて目的外の入手が行われるリスクへの対策 7) 情報提供ネットワークシステムを通じて不正な提供が行われるリスクへの対策 8) 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策 9) 従業者に対する教育・啓発
当該対策は十分か【再掲】	[]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
判断の根拠		

変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成23年4月10日	1. 関連情報 5. 評定実施機関における担当部署 2. 所属長	資産税課長 山田 憲介 市民税課長 深川 隆二	資産税課長 寺野 匠 市民税課長 林 潔	事後	重要な変更項目でなかったため
平成23年4月10日	7. 特定個人情報等の開示・訂正・利用停止請求	市民市長公室広報広聴課課長	金沢市都市政策局長広報広聴課課長	事後	重要な変更項目でなかったため
平成23年4月10日	1. 関連情報 5. 評定実施機関における担当部署 2. 所属長	総務局総務課長 山崎 明世 資産税課長 寺野 匠 市民税課長 林 潔	総務局総務課長 荒瀬 誠 資産税課長 寺野 匠 市民税課長 井上 淳	事後	重要な変更項目でなかったため
平成23年4月10日	5. 評定実施機関における担当部署 2. 所属長	総務局総務課長 荒瀬 誠 資産税課長 寺野 匠 市民税課長 井上 淳	総務局総務課長 荒瀬 誠 資産税課長 寺野 匠 市民税課長 柳沢 浩	事後	重要な変更項目でなかったため
平成23年4月10日	5. 評定実施機関における担当部署 2. 所属長の役職名	総務局総務課長 荒瀬 誠 資産税課長 寺野 匠 市民税課長 柳沢 浩	総務局総務課長、資産税課長、市民税課長	事後	重要な変更項目でなかったため
平成23年4月10日	1. 関連情報 4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 2. 法令上の根拠	番号法第19条第7号 別表第二の第27の項	1. 情報提供の根拠 番号法第19条第7号 別表第二のうち第三項(情報提供者が「市町村長」のうち、第四項(特定個人情報)に「地方税関係情報」が含まれる項) 1、2、3、4、6、8、9、11、16、18、20、22、27、28、29、31、34、35、37、38、39、40、42、48、54、57、58、59、61、62、63、64、65、66、67、70、71、74、80、84、85の2、87、91、92、94、97、101、102、103、106、107、108、113、114、115、116、117、120の項 2. 情報照会の際 番号法第19条第7号 別表第二の第27の項	事後	全項目詳細書の記載内容と適合性をとるため
平成23年4月10日	1. 関連情報 1. 特定個人情報ファイルを取り扱う部署 2. 事務の概要	1. 評価対象事務の概要(詳細は、「(別添)1事務の内容(初年度)」参照)	1. 評価対象事務の概要	事後	重要な変更項目でなかったため
平成23年4月10日	1. 関連情報 1. 対象人数 1. ついで点の計数か	平成26年7月1日	平成30年12月1日	事前	
平成23年4月10日	1. 関連情報 1. 対象人数 1. ついで点の計数か	平成26年7月1日	平成30年12月1日	事前	
平成23年4月10日	0. 1. ストック対策	-	撤廃	事前	
令和15年4月10日	1. 関連情報 4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 2. 法令上の根拠	1. 情報提供の根拠 番号法第19条第7号 別表第二のうち第三項(情報提供者が「市町村長」のうち、第四項(特定個人情報)に「地方税関係情報」が含まれる項) 1、2、3、4、6、8、9、11、16、18、20、22、27、28、29、31、34、35、37、38、39、40、42、48、54、57、58、59、61、62、63、64、65、66、67、70、71、74、80、84、85の2、87、91、92、94、97、101、102、103、106、107、108、113、114、115、116、117、120の項 2. 情報照会の際 番号法第19条第7号 別表第二の第27の項	1. 情報提供の根拠 番号法第19条第7号 別表第二のうち第三項(情報提供者が「市町村長」のうち、第四項(特定個人情報)に「地方税関係情報」が含まれる項) 1、2、3、4、6、8、9、11、16、18、20、22、27、28、29、31、34、35、37、38、39、40、42、48、54、57、58、59、61、62、63、64、65、66、67、70、71、74、80、84、85の2、87、91、92、94、97、101、102、103、106、107、108、113、114、115、116、117、120の項 2. 情報照会の際 番号法第19条第7号 別表第二の第27の項	事後	法令改正等による形式的な変更であったため、重要な変更にあたらぬ。
令和15年4月10日	1. 関連情報 1. 特定個人情報ファイルを取り扱う部署 2. 事務の概要	1. 評価対象事務の概要 納税義務者等からの申告及び届出等又は請求による課税資料の収集等を行い税額算定を行う(個人市民税、固定資産税、都市計画税、軽自動車税)	1. 評価対象事務の概要 納税義務者等からの申告及び届出等又は請求による課税資料の収集等を行い税額算定を行う(個人市民税、固定資産税、都市計画税、軽自動車税)	事後	法令改正等による形式的な変更であったため、重要な変更にあたらぬ。
令和15年4月10日	1. 関連情報 1. 特定個人情報ファイルを取り扱う部署 2. 事務の概要	1. 評価対象事務の概要 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(以下、「番号法」という。)別表第一の16の項	行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(以下、「番号法」という。)別表第一の24の項	事後	重要な変更項目でなかったため
令和15年4月10日	1. 関連情報 1. 特定個人情報ファイルを取り扱う部署 2. システムの名称	市民総合オンラインデータベースシステム	税務システム	事後	重要な変更項目でなかったため
令和15年4月10日	1. 関連情報 4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 2. 法令上の根拠	1. 情報提供の根拠 番号法第19条第7号 別表第二のうち第三項(情報提供者が「市町村長」のうち、第四項(特定個人情報)に「地方税関係情報」が含まれる項) 1、2、3、4、6、8、9、11、16、18、20、22、27、28、29、31、34、35、37、38、39、40、42、48、54、57、58、59、61、62、63、64、65、66、67、70、71、74、80、84、85の2、87、91、92、94、97、101、102、103、106、107、108、113、114、115、116、117、120の項 2. 情報照会の際 番号法第19条第7号 別表第二の第27の項	1. 情報提供の根拠 番号法第19条第8号 別表第二のうち第三項(情報提供者が「市町村長」のうち、第四項(特定個人情報)に「地方税関係情報」が含まれる項) 1、2、3、4、6、9、11、13、18、25、32、34、37、38、39、40、41、42、47、48、49、51、53、54、56、62、67、68、73、76、78、79、80、81、83、84、89、90、97、104、108、114、116、121、122、124、130、134、135、137、140、141、142、147、148、149、151、152、155、157の項 2. 情報照会の際 番号法第19条第8号 別表第二の第38の項	事後	重要な変更項目でなかったため
令和15年4月10日	1. 関連情報 3. 個人番号の利用 法令上の根拠	番号法第9条第1項 別表第一の第16の項	番号法第9条第1項 別表第一の第24の項	事後	重要な変更項目でなかったため
令和15年4月10日	1. 関連情報 1. 特定個人情報ファイルを取り扱う部署 2. システムの名称	税務システム、市地産連携システム、課税納付イメージ管理システム、住民基本台帳ネットワークシステム、e-TAXシステム、国税徴収システム、課税システム、資産評価システム、金沢市固定資産税課税支援システム、番号連携システム、中間サーバー	税務システム、市地産連携システム、課税納付イメージ管理システム、住民基本台帳ネットワークシステム、e-TAXシステム、国税徴収システム、課税システム、資産評価システム、金沢市固定資産税課税支援システム、番号連携システム、中間サーバー	事後	重要な変更項目でなかったため
令和15年4月10日	1. 基本情報 1. 特定個人情報ファイルを取り扱う部署 2. 事務の概要	行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(以下、「番号法」という。)別表第一の24の項より、地方税法その他の法律に関する法律及びこれらの法律に基づく条例による地方税の賦課徴収又は納税に関する事項(以下、「内閣府・総務省令」は、地方の課税標準の算定等)並びに固定資産税、住民基本台帳法、地方自治法の施行規則その他の地方自治関係法令(以下、「関係法令」といふ。))に関する事項と定められている。	行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(以下、「番号法」という。)別表第一の24の項より、地方税法その他の法律に関する法律及びこれらの法律に基づく条例による地方税の賦課徴収又は納税に関する事項(以下、「内閣府・総務省令」は、地方の課税標準の算定等)並びに固定資産税、住民基本台帳法、地方自治法の施行規則その他の地方自治関係法令(以下、「関係法令」といふ。))に関する事項と定められている。	事前	事後で見られるものの任意に事前に提出(法令改正等による形式的な変更であるため、重要な変更にあたらぬ)
令和17年4月10日	1. 基本情報 1. 特定個人情報ファイルを取り扱う部署 2. 事務の概要	<中間サーバー-番号連携システムにおける事務の内容> 番号法第19条第2項に記載されている関係情報(以下、「関係情報」といふ。))を、業務提供ネットワークシステムに提供すること。 (番号連携システム、中間サーバー-案件) 番号法別表第二に記載されている関係情報(以下、「関係情報」といふ。))を、業務提供ネットワークシステムを使用して取得すること(番号連携システム、中間サーバー-案件)	<中間サーバー-番号連携システムにおける事務の内容> 番号法第19条第8号に基づき主務省令第2条の表に記載されている関係情報(以下、「関係情報」といふ。))を、業務提供ネットワークシステムに提供すること。 (番号連携システム、中間サーバー-案件) 番号法第19条第8号に基づき主務省令第2条の表に記載されている関係情報(以下、「関係情報」といふ。))を、業務提供ネットワークシステムを使用して取得すること(番号連携システム、中間サーバー-案件)	事前	事後で見られるものの任意に事前に提出(法令改正等による形式的な変更であるため、重要な変更にあたらぬ)
令和17年4月10日	1. 基本情報 3. 個人番号の利用 法令上の根拠	番号法第9条第1項 別表第一の第24の項	番号法第9条第1項 別表24の項	事前	事後で見られるものの任意に事前に提出(法令改正等による形式的な変更であるため、重要な変更にあたらぬ)
令和17年4月10日	1. 基本情報 4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 2. 法令上の根拠	1. 情報提供の根拠 番号法第19条第7号 別表第二のうち第三項(情報提供者が「市町村長」のうち、第四項(特定個人情報)に「地方税関係情報」が含まれる項) 1、2、3、4、6、9、11、13、16、25、32、34、37、38、39、40、41、42、47、48、49、51、53、54、56、62、67、68、73、76、78、79、80、81、83、84、89、90、97、104、108、114、116、121、122、124、130、134、135、137、140、141、142、147、148、149、151、152、155、157の項	1. 情報提供の根拠 番号法第19条第8号に基づき主務省令第2条の表に記載されている関係情報(以下、「関係情報」といふ。))が含まれる項 1、2、3、4、6、7、11、13、15、20、28、37、39、42、48、49、53、57、58、59、63、65、66、69、73、76、81、83、84、86、87、89、90、91、92、96、99、106、108、115、124、125、129、130、136、137、138、140、141、142、144、146、151、152、155、158、160、162、163、164、165、166、167、168、169、170、171、172、173の項	事前	事後で見られるものの任意に事前に提出(法令改正等による形式的な変更であるため、重要な変更にあたらぬ)
令和17年4月10日	1. 基本情報 5. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 2. 法令上の根拠	2. 情報照会の際 番号法第19条第8号 別表第二の第38の項	2. 情報照会の際 番号法第19条第8号に基づき主務省令第2条の表第48の項	事前	事後で見られるものの任意に事前に提出(法令改正等による形式的な変更であるため、重要な変更にあたらぬ)
令和17年4月10日	1. 基本情報 1. 対象人数 1. ついで点の計数か	平成30年12月1日	令和2年7月1日	事前	
令和17年4月10日	1. 基本情報 1. 対象人数 1. ついで点の計数か	平成30年12月1日	令和2年7月1日	事前	
令和17年4月10日	0. 1. ストック対策	-	撤廃	事前	